第三条の二の二第一項中「次に掲げる」を「恒久的施設を有する外国法人により国外において発行された債券の利子の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものである場合における当該」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次に掲げる」を「恒久的施設を有する外国法人により発行された民間国外債（同項に規定する民間国外債をいう。以下この条において同じ。）につき支払を受けるべき利子の金額のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る部分に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「次に掲げる」を「恒久的施設を有する外国法人が発行した民間国外債につき居住者又は内国法人に対して支払をする利子の金額のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る部分の」に改め、同項各号を削り、同条第九項中「第二十項及び第三十二項」を「第十九項及び第三十一項」に改め、同条第十一項中「第十七項」を「第十六項」に改め、同条第十五項中「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項中「第二十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第二十六項」を「第二十五項」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項から第二十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十五項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十項、第二十三項又は第二十四項」を「第十九項、第二十二項又は第二十三項」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第十七項」を「第十六項」に、「第十八項及び第二十項から第二十八項まで」を「第十七項及び第十九項から第二十七項まで」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項を同条第三十二項とし、同条第三十四項ただし書中「前条第二十四項」を「前条第二十三項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に、「第二十六条の二十第二十六項」を「第二十六条の二十第二十五項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に改め、同項を同条第三十三項とする。

第三条の二の三第一項中「第二百八十三条第四項」を「第二百八十三条第三項」に改める。

第三条の三第六項中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第四条の二第一項第一号中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に改め、同条第二項中「次に掲げる配当等」を「所得税法第百六十一条第一項第九号に掲げる配当等のうち同法第二百十二条第二項の規定の適用を受けるもの」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び次項」を「から第七項まで」に改め、「をいう」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第八項」を「第九項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「並びに同法」を「、同法」に、「報告書」を「報告書並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三の八第二十三項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定により交付される報告書」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに第二百十二条第二項及び第三項」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項」に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の表第百二十条第三項第三号の項中「第百二十条第三項第三号」を「第百二十条第三項第四号」に、「並びに同法」を「、同法」に、「報告書」を「報告書並びに同法第九条の九第二項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）の規定により支払があつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等の額及び当該未成年者口座内上場株式等の配当等について徴収された所得税の額が記載された書類」に改め、同表第百六十六条の項中「並びに同法」を「、同法」に、「報告書」を「報告書並びに同法第九条の九第二項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）の規定により支払があつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等の額及び当該未成年者口座内上場株式等の配当等について徴収された所得税の額が記載された書類」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の表第百二十三条第一項並びに第二項第三号から第五号まで及び第七号、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)並びに第二百三十二条の項中「、第百六十条第四項第二号イ(2)並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第八条の四第一項第四号に規定する政令で定める取得勧誘は、同号の受益権の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、目論見書及び法第八条の四第一項第四号に規定する信託契約（以下この項において「信託契約」という。）の契約書にその取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとし、当該受益権の募集が国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものであり、かつ、目論見書その他これに類する書類及び信託契約の契約書にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

第四条の三第三項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第四条の六の二第一項第二号中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に、「同条第五号」を「同項第九号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第二章第一節中第五条の二の二の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第五条の二の三　法第九条の九第一項の金融商品取引業者等は、同条第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等につき法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収した所得税を納付する場合には、所得税法第二百二十条の規定にかかわらず、その納付の際、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添付しなければならない。

2　前項の場合において同項の金融商品取引業者等は、第二十五条の十三の八第十七項において準用する第二十五条の十三の六第一項の規定により備え付ける帳簿に、前項の未成年者口座内上場株式等の配当等の額及び当該未成年者口座内上場株式等の配当等について法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収した所得税の額に関する事項を明らかにしなければならない。

第五条の三第二項を削り、同条第三項中「及び法第十条第一項の規定による控除をすべき金額」及び「及び同項の規定による控除をすべき金額」を削り、「同条第二項」を「法第十条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「並びに法第十条第一項及び第二項の規定による控除をすべき金額」及び「及びこれらの規定による控除をすべき金額」を削り、「同条第三項の」を「法第十条第三項の」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第十条第三項第一号に規定する政令で定める金額は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同項に規定する特別試験研究費の額のうちその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される第九項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる試験研究に係る同条第六項第五号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額とする。